

(別紙1)

○平成二十一年総務省告示第百十三号(重要通信を行う機関を指定する件)

(傍線部が変更部分)

改正案

現行

改正案		現行	
分類	対象機関	分類	対象機関
水防機関 (略)	(略)	水防機関 (略)	(略)
災害救助機関 (略)	内閣府 林野庁 国土交通省 国立研究開発法人森林総合研究所 内閣府 林野庁 国土交通省 国立研究開発法人土木研究所 国立研究開発法人建築研究所 国立研究開発法人水資源機構 一般財団法人河川情報センター 独立行政法人水資源機構 一般財団法人河川情報センター	災害救助機関 (略)	内閣府 林野庁 国土交通省 独立行政法人森林総合研究所 内閣府 林野庁 国土交通省 独立行政法人土木研究所 独立行政法人建築研究所 独立行政 法人水資源機構 一般財団法人河川情報センター
災害救助機関	国会 内閣官房 独立行政法人都市再生機構 都道府県 市町村 都道府県医師会 郡市区医師会 医療法(昭和二十三年法律 第二百五号)第一条の五に定める病院・診療所 医薬品、医 療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭 和三十五年法律第四百四十五号)第二条第十二項に定める薬局 公益社団法人日本透析医会 社会福祉法(昭和二十六年法律第 四十五号)第二条第一項に定める社会福祉事業を行う者 学校 教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第一条に定める学校 石油コンビナート等災害防止法(昭和五十年法律第八十四号) 第二条に定める石油コンビナート等特別防災区域の特定事業所 及び同法第二十七条第一項に掲げる石油コンビナート等防災本 部 高圧ガス保安法(昭和二十六年法律第二百四号)第五条第	災害救助機関	国会 内閣官房 内閣府 金融庁 総務省 財務省 文部科学 省 文化庁 厚生労働省 農林水産省 経済産業省 中小企業 庁 国土地理院 環境省 原子力規制委員会 独立行政法人防 災科学技術研究所 独立行政法人放射線医学総合研究所 独立 行政法人日本原子力研究開発機構 独立行政法人国立病院機構 独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構 独立行政法 人都市再生機構 都道府県 市町村 日本銀行 日本赤十字社 公益社団法人日本医師会 都道府県医師会 郡市区医師会 医療法(昭和二十三年法律第二百五号)第一条の五に定める病 院・診療所 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の 確保等に関する法律(昭和三十五年法律第四百四十五号)第二 条第十二項に定める薬局 公益社団法人日本透析医会 社会福祉

<p>(略)</p>	<p>一項の許可を受けた者 火薬類取締法（昭和二十五年法律第四十九号）第三条の許可を受けた者 消防法（昭和二十三年法律第八十六号）第十一条第一項の規定による許可を受けて設置された製造所・貯蔵所・取扱所 日本郵政株式会社 災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）第二条第三号に定める指定行政機関、同条第四号に定める指定地方行政機関、同条第五号に定める指定公共機関及び同条第六号に定める指定地方公共機関 武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律（平成十五年法律第七十九号）第二条に定める指定行政機関・指定地方行政機関・指定公共機関 熱供給事業法（昭和四十七年法律第八十八号）第二条第三項に定める熱供給事業者 一般社団法人日本熱供給事業協会 一般社団法人日本エレベーター協会（その社員（エレベーターの保守を業とする法人に限る。）を含むものとする。）</p>
<p>輸送の確保に直接関係がある機関</p>	<p>(略)</p> <p>水産庁 国土交通省 国立研究開発法人水産総合研究センター 国立研究開発法人海上技術安全研究所 国立研究開発法人港湾空港技術研究所 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構 東日本高速道路株式会社 首都高速道路株式会社 中日本高速道路株式会社 西日本高速道路株式会社 阪神高速道路株式会社</p>
<p>(略)</p>	<p>法（昭和二十六年法律第四十五号）第二条第一項に定める社会福祉事業を行う者 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に定める学校 石油コンビナート等災害防止法（昭和五十年法律第八十四号）第二条に定める石油コンビナート等特別防災区域の特定事業所及び同法第二十七条第一項に掲げる石油コンビナート等防災本部 高圧ガス保安法（昭和二十六年法律第二百四号）第五条第一項の許可を受けた者 火薬類取締法（昭和二十五年法律第四十九号）第三条の許可を受けた者 消防法（昭和二十三年法律第八十六号）第十一条第一項の規定による許可を受けて設置された製造所・貯蔵所・取扱所 日本郵政株式会社 日本郵便株式会社 災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）第二条第六号に定める指定地方公共機関 武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律（平成十五年法律第七十九号）第二条に定める指定行政機関・指定地方行政機関・指定公共機関 熱供給事業法（昭和四十七年法律第八十八号）第二条第三項に定める熱供給事業者 一般社団法人日本熱供給事業協会 一般社団法人日本エレベーター協会（その社員（エレベーターの保守を業とする法人に限る。）を含むものとする。）</p>
<p>輸送の確保に直接関係がある機関</p>	<p>(略)</p> <p>水産庁 国土交通省 独立行政法人水産総合研究センター 独立行政法人海上技術安全研究所 独立行政法人港湾空港技術研究所 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構 東日本高速道路株式会社 首都高速道路株式会社 中日本高速道路株式会社 西日本高速道路株式会社 阪神高速道路株式会社</p>

注 (略)	(略)	
(略)	(略)	<p>会社 本州四国連絡高速道路株式会社 成田国際空港株式会社 新関西国際空港株式会社 中部国際空港株式会社 北海道旅客鉄道株式会社 東日本旅客鉄道株式会社 東海旅客鉄道株式会社 西日本旅客鉄道株式会社 四国旅客鉄道株式会社 九州旅客鉄道株式会社 日本貨物鉄道株式会社 公益財団法人日本道路交通情報センター 日本通運株式会社 福山通運株式会社 佐川急便株式会社 ヤマト運輸株式会社 西濃運輸株式会社</p>
注 (略)	(略)	
(略)	(略)	<p>州四国連絡高速道路株式会社 成田国際空港株式会社 新関西国際空港株式会社 中部国際空港株式会社 北海道旅客鉄道株式会社 東日本旅客鉄道株式会社 東海旅客鉄道株式会社 西日本旅客鉄道株式会社 四国旅客鉄道株式会社 九州旅客鉄道株式会社 日本貨物鉄道株式会社 公益財団法人日本道路交通情報センター 日本通運株式会社 福山通運株式会社 佐川急便株式会社 ヤマト運輸株式会社 西濃運輸株式会社</p>